位置付け

「学校教育の情報化の推進に関する法律」に基づき、国の学校教育情報化推進計画を基本として、神奈川教育委員会における学校教育の情報化の推進に関する施策についての計画を定めるもの。

期間・対象

期間 令和6年度から令和10年度までの5年間

対象 県立学校(高等学校、中等教育学校、特別支援学校)の情報化の推進に関する 方針・施策に加え、社会教育施設の情報化、市町村立教育委員会や関係機関等 との連携体制等

学校教育

1.児童・生徒の資質・能力

基本方針

- ○「個別最適な学び」や「協働 的な学び」を一体的に充実し、 「主体的・対話的で深い学 び」の実現に向けた授業改善 に取り組み、児童・生徒の資 質・能力を育成します。
- 問題発見・解決に生かしてい くための探究的な学びや次世 代を見据えた先端技術、教育 データの利活用を推進します。

主な施策

- 学習の基盤となる資質・能力の 育成
- 情報活用能力の育成。
- ・先端技術を用いた取組の推進。
- 一人ひとりの興味・関心に応じ た個別最適な学びの充実
- ・ オンデマンドの動画教材等を取り入れた授業モデルの検討。
- ・ 不登校、病気療養、障がい、日本語指導が必要な児童・生徒への多様な学びの機会の提供。
- ・児童・生徒のSOS把握。



2.教職員のICT活用指導力

基本方針

- 授業等で I C T を効果的に活用し、児童・生徒の情報活用能力を育成するため、教職員の I C T活用指導力の向上を図ります。
- 自律的に学び続けられる環境 や教育コンテンツを充実し、1 人1台端末やアプリケーション、 データ等を活用したICT活用 指導力を高めます。

主な施策

- 〇 新たな教育手法の研究開発・普及の促進
- ・ 先端技術等、新たな教育手法の 研究開発を推進。
- ・ 学習履歴 (スタディ・ログ) の活用。

○ 教職員のICT活用指導力の向

- 各研修、情報配信の充実。
- ・教職員の情報モラル指導力の向上。

基本方針

○ すべての児童・生徒及び教職 員が快適にICTを活用できる 環境を整備します。

3. 学校の I C T 環境整備

○ 安全に I C T が活用できる ルール等を整備します。

主な施策

- 十分に I C T が活用できる環境 の整備
- 電子黒板の整備。
- ・校内無線LANの高速かつ安定 した通信環境の整備。
- ・ネットワーク接続の不具合や機 器の故障に迅速に対応できる仕 組の整備。
- 計画的な機器の更新。
- ・ セキュリティ対策基準の見直し 及び取り扱い上の留意点等の周 知・徹底。



4.働き方改革と ICT推進体制

基本方針

- I C T を活用した校務効率化 をより一層進め、教職員が児 童・生徒と向き合う時間等を確 保することにより教育の質を高 めます。
- 安定的・継続的な支援ができる体制づくりを進めます。

主な施策

〇 情報化による校務の効率化

- 教職員の負担を軽減するためのシステムの検討。
- ・教育データを把握し、生徒の支 援に生かすシステムの検討。
- 指導要録等の電子化の検討。
- ・特別支援学校へ統合型校務支援 システムの導入。

〇ICT推進体制の強化

- ・ヘルプデスク機能の充実。
- ・教職員への支援体制の強化。



社会教育施設

5. 社会教育施設の ICT環境整備

基本方針

○ 県立社会教育施設に必要な情報システム等の改善、 運用を行い、県民サービスの向上を図ります。

主な施策

○図書館における施策

- ・情報発信の充実。
- ・情報ネットワークのシス テムの改善。
- ・電子書籍のコンテンツ拡充。

○博物館等における施策

- ・収蔵資料情報の拡充。
- ・増加する収蔵資料情報への対応。
- ・展示解説用アプリの活用。

